

「初米儀礼」と呼んでいるが、稲魂（ンボ・パイ）に対する儀礼と間違われかねないので、筆者は祖霊儀礼とよびかえた。本来の意味での新嘗祭とする方がよいのかもしれない。

二つめの死者（霊）儀礼は、調査時に盛んにおこなわれるようになった儀礼で、イスラームの霊魂概念にもとづいて死者霊（アルワ）の平安を祈る儀礼と説明される。「イスラームの正当な実践」であるとされ、公認イマムによって儀礼が執行される。しかし、一般の海サマの言説ではアルワを伝統的なスマガトと同一視し、マガルワ儀礼を「スマガトに食事を供する儀礼」と呼んでいる。儀礼の解釈の「多声性」が事例に即して指摘される。公的イスラームが浸透するなかで、マガルワのように儀礼が再構築されるのは、ムスリム意識が「オブジェクト化」される結果もたらされた、「非組織的ではあるが創造的かつ能動的な宗教実践面での適応」であるという。

〈結び〉では、Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部の梗概の形で、著者の意図、本書が示唆する研究の方向について丁寧に述べられている。民族誌としての特色をあえて挙げれば、人類学者 Clifford Sather によって同じ村における、1964/65年の住み込み調査、74年と79年の短期フォローアップ調査に基づくデータが利用できたことであろう。著者は彼と緊密な連絡を取って、彼の成果を本書で活用することによって、サバ州の国境社会に生きる海サマの（二度と繰り返されることがないであろう）社会変容過程を実証的に描いた動態的民族誌とすることに成功している。しかし、筆者は本書を「民族誌」と呼ぶのに躊躇する。それは、海サマの先行研究によって取り上げられなかった第Ⅱ部の開発過程、第Ⅲ部のイスラーム化の問題を主テーマとすることにより、島嶼部東南アジアにおける「宗教の政治」や「開発の政治」を周辺の視点から比較考察する地域研究の枠組みを提供しているからである。本書を基点とすることによって、島嶼部東南アジアの比較研究への新たな道を開いたといえる。

国境を生きる海サマとはどんな人なのかという疑問で始まる本書を通して読み終えると、特にたくさん観察事例の語りを通して、海サマの生き様が身近に感じられるようになる。梗概では伝え

られない、細部の観察がマクロな理解に光をあてる作品となっている。それだけに、正誤表は付いているものの、誤記、脱落が残っているのは残念である。

（立本成文・総合地球環境学研究所顧問）

斎藤照子、『18-19世紀ビルマ借金証文の研究——東南アジアの一つの近世』京都大学学術出版会、2019、xi+367p.

本書は、コンバウン朝ビルマで庶民層も含め広く用いられたテッガイッと呼ばれる各種証文を史料として、当時のビルマ社会における人と土地をめぐる契約関係、さらにそうした契約関係を支える社会の在り方について考察した重厚な研究である。テッガイッは、黒色の厚手の紙で作られた折り畳み写本や、椰子葉を乾燥させた貝葉に書かれ、僧院などを中心に保存されていたものが、現在では図書館等公共機関に移管され、またマイクロフィルムでの収集やウェブ上の公開により、広く利用可能となっているという。しかし著者によれば、テッガイッという言葉について知る人の数は日本ではようやく二桁、本場のビルマでも「100人に届くかどうか」ということであり、本書は従来十分に知られてこなかった地方史料を本格的に活用した、世界的に見ても先駆的な実証研究と言えるだろう。中国史を専門とする評者は、ビルマ史に関しては全くの門外漢であるが、以下、テッガイッと同時期中国の契約文書との比較にも触れつつ、本書の内容を紹介してゆきたい。

序章において設定される課題は以下の如くである。第一に、可能な限り広くテッガイッを渉猟・読解し、借金証文という視点から18～19世紀ビルマ王国に進行していた社会経済的变化をとらえ、その背景と歴史的意味を明らかにすること。第二に、テッガイッが契約として社会的に認知され、契約の当事者双方にその履行を促すことができたのはなぜか、という問いの答えを求めること、である。大きく4部に分かれる本論のうち、第Ⅰ部から第Ⅲ部は主に上記の第一の課題に答えるものであり、第Ⅳ部は第二の課題を扱う。

第Ⅰ部「借金証文とその背景」の第1章「借金証文の背景——中央平野部の風土と社会経済変動」では、地域及び時期の双方から考察が行われ、この時期の借金証文が多く残されている中央平野部は半乾燥地帯であり、灌漑網を伴った耕作可能な農地が人口に比して相対的に希少であったこと、及び、コンバウン朝中期以降の自然災害や戦争に伴う増税、商品経済の発展、といった趨勢が借金の必要性を高めたこと、が指摘される。第2章「ビルマ貨幣史の中のコンバウン時代——貨幣私鑄の伝統と改革の試み」では、ビルマの貨幣史を概観した上で、銀に銅を加えた合金が主に用いられていたコンバウン朝の貨幣使用状況を解明する。民間で自由に鑄造されていたこれら貨幣の品質は様々であり、交易に際しては貨幣鑑定人や計量人の存在が不可欠であった。18世紀末に始まった通貨統一の試みは失敗したが、その後、英領となった下ビルマで普及したルピー貨を模して1860年代に王政府が機械製硬貨を発行するに及んで、通貨の統一が進行した、とする。本書のなかで第2章は、証文の貨幣表記を読み解くための前提的考察と位置付けられる部分かも知れないが、品質も様々な称量貨幣が商品経済の活発化を支えてゆく状況は、同時期東アジアの銀流通と比較しても共通性が感じられ、興味深い。

第Ⅱ部「借金担保としての人身」では、人身を担保とする借金証文が取り上げられる。第3章「18世紀末～19世紀の人身抵当証文——債務奴隷契約」では、人身抵当証文の残存状況、書式、王都周辺と農村それぞれにおける債権者・債務者の社会階層、この時期の債務奴隷の歴史的位置づけ、などの問題が、広い視野から論じられる。一方、第4章「サリン地方の人身抵当証文」は、中部ビルマのサリン地方の地方豪族を債権者とする104点の人身抵当証文に焦点を当てて具体的な分析を行うが、この両章の主な焦点は「債務奴隷」の身分的性格にある。「債務を負うことによって不自由労働の境遇に置かれ、債務を返済することによって自由を回復する」という点で、これらの契約における債務者は「債務奴隷」といえるが、主人替えは債権者の恣意による売り渡しでなく債務者の希望によって行われ、また上乗せ借金の要請をす

るのも債務者であった。こうした点から見れば、契約の主体となり得るこれらの「債務奴隷」と自由民との身分的境界はなく、人身抵当契約は対等な人間の間の経済的な取引と見なされていた、という。

第Ⅲ部「借金担保としての土地」は、現存するテッガイッのうち過半を占める農地（主に水田）を担保とした借金について論ずる。第5章「借金証文と農地の流動化——ジャンチャ村の事例」では、上ビルマの一つの村を取り上げて、借金を媒介に私有地のみならず寺領地や王領地でも流動化が進み、有力者のもとに農地が集積されていたことを示す。第6章「農地抵当証文と農地の流動」では鹿児島大・愛知大のデータベースを用いてコンバウン朝の農地抵当証文の網羅的な検討を行い、同様の趨勢を指摘するが、農地を完全に売り切る例は王都周辺などの一部地域に限られ、抵当に比べて数も少なかった。その理由は、農地を開墾者とそれを耕作し続けた子孫たちに強く結びつける慣習法に裏打ちされた観念が存在していたからである、とする。

第Ⅳ部は、「ビルマ近世はどのような社会であったか」という表題のもと、如上の契約関係を支える社会のシステムについて論ずる。第7章「契約社会としてのビルマ近世社会——借金証文の実効性を支える社会システム」での考察によれば、借金などの契約に際しては証人など複数の立会者が臨席し、そのなかには公共的な財の寄進者や在地領主、村長などが多く含まれていたが、彼らは行政上の職務として公証機能を果たすわけではなく、契約の効力は地方社会で彼らが享受している尊敬や精神的影響力によって、ゆるやかに支えられていた。証文の法的効力はあらゆる法廷で認められており、契約によって生ずる私人の債権や所有権を尊重することは、王朝政府から在地権力、地方民衆に至るまで共有された観念であった。第8章「質入れ地をめぐる紛争の調停——地方社会における紛争解決メカニズム」は、紛争解決の側面から、契約を支える秩序の在り方を論じる。紛争の主なタイプとしては、質入れ後に世代が交代してもとの契約の記憶が薄れるなかで債務者・債権者双方が祖先から受け継いだ土地であると主張するもの、

及び、均分相続による農地の細分化のなかで複数の共同相続人の中で土地の利用や抵当設定をめぐる争いになるもの、の両者がある。本章では、二つのタイプそれぞれについて具体的訴訟事例が取り上げられ、分析されている。当時の地方法廷の制度は、在地領主、村長、寺院の設立施主、僧侶など、地方社会で威信のある人物なら誰でも判事になれ、また勝訴、敗訴の黒白をつけるのでなく双方の言い分を聞いて合意をめざすという調停的性格のものであった。訴訟費用の高さが壁になってはいたが、この制度は人々があまり危険を感じずに利用できるものであり、紛争解決において有効に機能していた、とする。

補章「歩いて作った村の境界——19世紀中部ビルマにおける村落境界紛争とその調停」は、18世紀末から19世紀前半にかけての村落境界紛争の事例を取り上げる。当時の村の境界線は明確なものではなく、紛争が起こった際には上級の権威（ここでは枢密院や騎馬隊長官）に訴えが行われ、その勧告に従い両村の村長が新たな境界線に沿って誓詞を唱えて共に行進するという祭典風のイベントを通じて、村民の間に認知や支持が形成された、とする。結論では、本書の論点をまとめた後、本書の表題にある「近世」という語に言及する。著者によれば、本書でいう「近世」とは、国民国家の統合や貨幣経済の浸透といった形で単純に近現代を準備する時代という意味ではなく、「独自の風土や慣習などそれぞれの地域が培ってきた広義の文化が、新しい変化を包摂しながら、それを翻訳し、社会が受容しうる形で動かしているともいえる時代」（p. 346）を意味するという。

以上、本書の豊富な内容を簡単に紹介してきたが、以下、興味深く感じた点や疑問点をいくつか挙げておきたい。第一に、モノとしてのテグガイツに関してである。序章では、現在残るテグガイツの多くは折り畳み写本に書かれていること、及び同様の内容が貝葉に書かれていることもあるがそれはコピーであって、折り畳み写本のほうが正本と思われること、を述べている。しかし、一冊の折り畳み写本のなかに、複数の証文やそのほかの記事も入り混じって書かれているとすると、本書のなかで述べられているような、証文を廃棄した

り（p. 184）、新たな債権者が証文を買い取ったり（p. 207）といったことは、やや困難なのではないかとも感じられる。具体的な契約の場においては、債権者が自分の折り畳み写本を持参し、筆写人へ書きこんでもらうという形になるのだろうか。これを中国や日本と比較すると、近世の東アジアでは、個別の契約ごとに一枚の紙に内容を書きこみ、売り手（債務者）や証人が連署して買い手（債権者）に渡す、という方法が普通である。中国では、複数の契約内容を記録した「置産簿」などと呼ばれる帳簿も見られるが、それは多くの土地資産を管理する便のため契約書をまとめて書き写したものであり、契約の正本とは異なる。

第二に、用いられる史料用語の解釈についてである。本書においては、「質に入れる（取る）」という意味の「パウン」、及び「買う」という意味の「ウエー」「ウエーユー」といった原語が紹介され、人身抵当証文では無造作に「売る、買う」といった語が用いられているのに対し、土地抵当証文の場合は「質入れ」という語が用いられる、という興味深い指摘がなされている（p. 123）。明清中国の場合、「売」という語と、一般に「質入れ」と訳される「典」との境界は曖昧であり、また「典」も日本の一般の質入れと異なって、質流れの期限が設定されていない（この点、ビルマも同様であるようだ）といった点が注目されてきた。また、「売」「典」されるのは実体としての土地そのものなのか、或いは土地の上で営まれる経営収益の権利なのか、といった点も含め、当時の契約諸関係を当時の人々の認識に即して整合的に再構成する試みが行われている。ビルマにおける「パウン」や「ウエー」についても、語義の分析を通じ、中国の「典」「売」等とより深いレベルで比較することが可能かもしれない。

最後に、第IV部で扱われた「契約を支える秩序」の問題について述べたい。民間の多様な経済関係が契約を通じて形成されているにもかかわらず、それを支える秩序の在り方が、私たちが普通考える「近代的」なそれとは異なる独特の性格を持つ、ということは、中国においても同じである。本書で指摘される、地方社会の人々のパーソナルな影響力によってゆるやかに発揮される公証機能や、

当事者の合意がないと決着しないといった民事的訴訟の在り方などは、中国と共通する点がある。しかしまた、別の面から見ると、「訴訟当事者双方が同意した人物を裁判官にできる」といったビルマの司法システムの「柔軟かつ不定形」さの程度は、大規模な官僚制度のもとで裁判が行われていた中国とは大きく異なる。「契約を支える秩序」のこうした共通性と多様性をどのように捉えるか、興味がそそられるが、いずれにしても今日では、理念的な近代西洋モデルとの距離でアジア諸地域の特殊性を測定するといった段階は過ぎ、アジア諸地域の秩序の内在的な理解に立脚した新たな比較史的考察が求められているというべきだろう。本書は、ビルマ史の専門家のみならず、そうした試みに関心をもつ多くの研究者にとって、大きな示唆を与えてくれる。

以上、評者の関心に引き付けすぎた紹介となったかもしれないが、また素人故の誤読もあるであろうことをお詫びしつつ、本書を通じ多くの知識と刺激を与えていただいたことを感謝して擱筆したい。

(岸本美緒・公益財団法人東洋文庫研究員)

早瀬晋三、『グローバル化する靖国問題——東南アジアからの問い』岩波書店、2018、vii+248p.

本書の著者は、「靖国問題」は基本的に、中国や南北朝鮮と日本との問題であるかのようにとらえられており、「親日派の多い東南アジア諸国においては、その問題はさほど深刻なものではない」と考えられがちであるが、日本の国力にかげりが出てきた今、問題はアジア全域へとグローバル化しているという懸念を抱いており、本書はそれに対する警鐘から始まっている。

著者早瀬晋三はフィリピン史の専門家で、戦前・戦中の日本との関係を中心に多くの著作を刊行している。中でも今回の『グローバル化する靖国問題』は、2007年に岩波書店から出した『戦争の記憶を歩く——東南アジアのいま』を念頭においてそれを発展させた形で書かれている。その前著は2001年から6年連続で小泉首相が靖国神社に参

拝した反響が、東南アジアから日本にあまり届かなかったことの意味を考えるため、自らの足で、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ミャンマー、フィリピンなど、戦争中日本が直接・間接に軍事支配した地域の戦争遺跡や博物館を訪ねて歩き、東南アジアの人々の「戦争の記憶」を伝えようとして書き記されたものだった。いわゆる「戦跡」として知られ観光の対象になっているようなものばかりではなく、人々の心に残る戦争の記憶をたどったもので、東南アジアの人々の「声」を拾い集めようとする努力であった。評者が感銘を受けたのは、早瀬がその内容を英訳し、*A Walk through War Memories in Southeast Asia* (2007年、New Day Publishers)と題して出版し、これを留学生など多くの東南アジアの人々に読んでもらって、そこからのフィードバックを大切にしていたことである。

今回の著作はそういった声も反映させたものであるが、問題の焦点を「靖国」問題にあて、早瀬はそれを東南アジアの人々がどうみているかを、戦争の記憶と絡ませながら探った。具体的には編年的にこの問題を追ひ、その都度それを東南アジアのメディアはどのように報道していたかという視点から紹介している。

「第1章 靖国問題のはじまり」において早瀬は、いわゆる「靖国問題」は1985年8月15日に、当時の中曽根康弘首相が靖国神社に公式参拝したことに対して中国や韓国が猛烈に批判したことが始まりだと捉える。実は首相による靖国神社参拝自体は戦後間もない吉田茂首相の時代から行われていた。ついで岸信介、佐藤栄作、田中角栄、三木武夫、福田赳夫、鈴木善幸、また1984年には中曽根自身も参拝している。違っているのは、それまではいずれも私人としての参拝であったということである。ところが1985年の中曽根の参拝は、首相としての公式なものであったということで問題が大きくなった。それまで日本の国内問題だとして報道もしなかった韓国が「アジア諸国を侵略した第二次大戦を正当化する日本政府の新たな動き」だとして予想外に激しく批判したのである。またシンガポールの華字紙や香港や中国の新聞も批判的な報道をした。